

総行行第52号
令和8年2月6日

各都道府県財政担当部長
各都道府県情報システム担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市情報システム担当部長

} 殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

地方公共団体におけるソフトウェア等のオープンソース化について（通知）

地方公共団体が開発したソフトウェア等をオープンソース化（ソフトウェアのソースコード（プログラムの動作を記述したテキストファイル）を、一定の条件のもとでライセンスを付与し、その条件下において、閲覧、利用、変更、配布できるように公開することをいう。以下同じ。）し、当該ソフトウェア等を他の地方公共団体が利用できるようにすることは、調達に係るトータルコストの削減等につながり、「情報システムの利用の最適化」（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の5第1項）にも資するものと考えられます。

従前、地方公共団体によるオープンソース化に関しては、地方自治法に定める財産の管理及び処分に関する規定との関係から、その可否について疑義が寄せられてきたところです。

今般、これに関する解釈を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、この旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

○ 著作権法（昭和45年法律第48号）においては、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを「著作物」とし（第2条第1項第1号）、著作物を創作する者である著作者が享有する権利を「著作権」としている（第17条第1項）。

また、「著作物」の例示として「プログラムの著作物」が掲げられ（第10条第1項第9号）、ソフトウェア等は、これに該当するものと解されている。

○ 地方自治法は、公有財産、物品及び債権並びに基金を「財産」とし、その管理及び処分について制限を設けている（第237条、第238条の4、第238条の5、第239条、第

240条、第241条等)。

- 著作権法に定める著作権は公有財産とされ（地方自治法第238条第1項第5号）、これを公用又は公共用に供される行政財産に分類する場合には、原則として貸付けや私権の設定等ができない（第238条の4第1項）。
他方、著作物は公有財産等のいずれにも該当しないことから、財産の管理及び処分に関する制限には服しない。
- したがって、地方公共団体が開発したソフトウェア等をオープンソース化し、他の地方公共団体に利用させることには、地方自治法上の制約はないものである。
- なお、以上の解釈は、国有財産に係る取扱いと同様であることを申し添える。

<参考条文>

●著作権法（昭和45年法律第48号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 著作者 著作物を創作する者をいう。

三～十 （略）

十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得るようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものとしいう。

十の三～二十五 （略）

2～9 （略）

（著作物の例示）

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一～八 （略）

九 プログラムの著作物

2・3 （略）

（著作者の権利）

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

2 （略）

（複製権）

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

（上演権及び演奏権）

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

（上映権）

第二十二条の二 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

（公衆送信権等）

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

（口述権）

第二十四条 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

(展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(頒布権)

第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(譲渡権)

第二十六条の二 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

- 一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物
- 二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁判又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
- 三 第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
- 四 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物
- 五 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

(貸与権)

第二十六条の三 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

●地方自治法（昭和22年法律第67号）

（財産の管理及び処分）

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

（公有財産の範囲及び分類）

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
 - 二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
 - 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
 - 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
 - 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
 - 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
 - 七 出資による権利
 - 八 財産の信託の受益権
- 2 (略)
- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～9 (略)

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2～9 (略)

（物品）

第二百三十九条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

- 二 公有財産に属するもの
 - 三 基金に属するもの
- 2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。
 - 3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
 - 4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。
 - 5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徵収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 （略）

（基金）

第二百四十二条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
- 5・6 （略）
- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 8 （略）

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十四条の五 普通地方公共団体は、その事務を処理するに当たつて、事務の種類及び内容に応じ、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して当該事務の処理に係る情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならない。

- 2 （略）